

安全衛生推進者（初任時）教育

1 教育の目的

安全衛生推進者に対し、選任時に担当する安全衛生業務に関する能力の向上を図ること。

2 受講対象者

(1) 事業主から選任された安全衛生推進者で初任時教育を受講していない者。

(2) 現在、安全衛生推進者に選任を予定している者で、その資格を有する者。

※次ページの「安全衛生推進者（初任時）教育受講資格一覧表」をご参照下さい。

3 科目及び時間（途中休憩を含む）

科 目	時 間	時 間 割 (昼休み休憩時間)	講 師
関 係 法 令	1	8 : 50～9 : 50	建 災 防 佐 賀 県 支 部 講 師
安 全 衛 生 管 理 の 進 め 方	2	9 : 55～12 : 00 (12 : 00～12 : 45)	
リスクアセスメントの実施と その結果に基づく措置等	2	12 : 45～14 : 50	
作業手順書の作成と周知 安 全 衛 生 教 育	1	14 : 55～15 : 55	
労働災害の原因の調査と 再 発 防 止 対 策	1	16 : 00～17 : 00	

4 受講料（テキスト代2,200円（消費税込み）を含む。）

会 員	非 会 員
10,110円	11,110円

注① 会員はテキスト代の支部補助金1,000円を差し引いた受講料になります。

注② 欠席の場合等は、原則として返金致しません。

5 修了証の交付

所定の教育を全て受講した受講生に対し、修了証を交付します。

6 受講当日の携行品

受講票・筆記用具・マスク

7 実施日・会場

実施日 令和4年6月13日

会 場 (一社)建設業協会佐賀 佐賀市兵庫南 2-13-5 TEL 0952-26-1563

安全衛生推進者（初任時）教育受講資格一覧表

- (1) 大学・高等専門学校（職業訓練大学校における長期過程の指導員訓練を修了した者を含む）を卒業し、その後1年以上安全衛生の実務（衛生推進者は衛生の実務、以下同じ）に従事した者
- (2) 高等学校を卒業し、その後3年以上安全衛生の実務に従事した者
- (3) 5年以上安全衛生の実務に従事した者
- (4) 安全衛生推進者養成講習を修了した者
- (5) 安全管理者及び衛生管理者の両方の資格を持つ者
- (6) 安全管理者の資格を持つ者で、その後1年以上安全衛生の実務に従事した者
- (7) 衛生管理者の資格を持つ者で、その後1年以上安全衛生の実務に従事した者
- (8) 作業主任者の資格を持つ者で、その後1年以上安全衛生の実務に従事した者
- (9) 元方安全衛生管理者の資格を持つ者
- (10) ずい道等救護技術管理者講習修了者で、資格取得後1年以上安全衛生の実務に従事した者
- (11) 労働安全コンサルタント
- (12) 労働衛生コンサルタント
- (13) 安全推進員講習及び労働衛生管理員講習の両方を修了した者
- (14) 安全推進員講習修了者で、その後1年以上安全衛生の実務に従事した者
- (15) 労働衛生管理員講習修了者で、その後1年以上安全衛生の実務に従事した者
- (16) 職業能力開発促進法施行規則に定める、専門課程の養成訓練を修了した者で、その後1年以上安全衛生の実務に従事した者
- (17) 職業能力開発促進法施行規則に定める、普通過程の養成訓練を修了した者で、その後3年以上安全衛生の実務に従事した者
- (18) 水産大学校の正規な課程を修めて卒業した者で、その後1年以上安全衛生の実務に従事した者
- (19) 自動車整備士のうち、1種養成施設の課程を修了した者
- (20) 水道技術管理者の資格を得るための講習を修了した者